令和７年３月 24 日

令和７年７・８・９月開講の求職者支援訓練の認定申請について

石川県において令和７年７・８・９月開講の求職者支援訓練の認定申請を下記により受付を行いますので、お知らせいたします。

当支部では、受付期間以外でも認定申請に係るご相談を承っておりますので、ぜひお気軽にご連絡ください。ご相談を希望する場合（特に新規又は新規分野で申請をご検討されている場合）は認定申請書の受付開始前に当支部求職者支援課（TEL：076-267-0217）までお電話にて予約願います。

今後、石川県においては、選定が行われる可能性が高くなってきておりますので、認定申請をご検討いただく際は、ご留意いただきますようお願いいたします。

※認定申請の受付について

求職者支援訓練の認定申請書を提出される際は必ずお電話にて予約の上、当支部に「来所」、「郵送」又は「メール」で申請いただきますようお願いいたします。「予約なし」での申請は受付できませんのでご注意ください。

提出に当たっては、最新版の「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」等をよくお読みいただき、必ずホームページから最新の様式をダウンロードの上、作成が必要となりますので、ご留意願います。

※新規参入枠の申請について

求職者の受講機会確保の観点から、募集枠を有効活用し多くのコース数を設定するため、申請定員は「10 名」とさせていただきます。

記

１ 認定申請スケジュール

認定申請書の受付開始日	令和７年４月２日（水）
認定申請書の受付終了日	令和７年４月15日（火）15時厳守 添付書類を含む認定申請書類一式の提出期限です
認定申請書の補正期限	令和７年４月28日（月）13時厳守 ４月 15 日までに受理した申請書の補正期限です
認　定　予　定　日	令和７年５月16日（金）

受講者募集から開講日までのスケジュール（参考）	
受 講 者 募 集 期 間 （※4 週間以上設ける）	令和７年５月22日（木）～ 令和７年６月18日（水） 5 月 22 日以降から募集開始が可能
選　　考　　日 ・募集締切日から※1 6 開庁日※2 以上	令和７年６月26日（木）
選 考 結 果 通 知 日 ・選考日から※1 3 開庁日※2 以上	令和７年７月１日（火）
訓　練　開　始　日 ・選考結果通知日から※1 8 開庁日※2 以上	令和７年７月11日（金） 7 月 11 日～9 月 30 日の間で設定 ※訓練開始日の前日は必ず開庁日※2 としてください

※1　募集締切日、選考日、選考結果通知日の当日は含まれません。

※2　開庁日とは、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日（12/29～1/3）を除く日のことをいいます。

（１）認定申請書の受理について

認定申請書の受付終了日（令和７年４月 15 日（火）15 時）までに添付書類を含む全ての書類が揃っていない場合、認定申請書を受理できませんのでご注意ください。

（２）認定申請書提出日の予約について

申請書を提出される際は、提出される日の前日までに申請日と時間帯をお電話にてご予約ください。なお、予約状況によりご希望の日時を予約できないことがありますのでご了承ください。

認定申請書の受付期間での「相談・申請」予約の時間帯については、受付日時を分散させる観点から、原則以下のとおりとなります。また、予約時間は各枠開始時間及び終了時間厳守での対応となりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

①　9：30～11：30　　②　13：00～14：30　　③　14：45～16：15

※1　受付終了日は②の枠までとなりますのでご注意ください。

※2　１回目の申請書提出の際は、①の時間帯でのご予約をお願いいたします。

※3　メールで提出される場合であっても、予約された日時で確認作業を行います。また、修正の依頼等も時間内でさせていただきますので、訓練実施機関ご担当者様の対応できる時間帯でのご予約をお願いいたします。

（３）認定申請書類の提出方法について

① 提出については、郵送（簡易書留郵便等、郵便又は信書便を利用した対面での配達であり、かつ、配達記録が残る方法に限る）又は持参してご提出くださいますようお願い申し上げます。また、認定申請書のメール提出を希望される訓練実施機関様は、事前に当支部までご連絡ください。

② 提出された書類については再度、電子ファイルでの提出を求める場合がございます。その場合は電子ファイルを保護する観点から、電子ファイルをzip形式等に圧縮し、パスワードを設定した上で、提出してください。その際にExcelファイルに直接パスワードを設定しないようご注意ください。

③ 書類に記載する日付は実際に申請書を当支部に提出する日付（受付期間：４月２日 ～ ４月 15 日）を記載してください。郵送の場合は消印日付となります。

（４）募集期間等の日程設定について

募集期間等の日程設定については、「受講者募集から開講日までのスケジュール」を参考に各日程を決めてください。

（５）ハローワーク来所日の設定について

単位期間終了後１週間以内（原則：水曜日以外）にハローワーク来所日の設定をお願いします。ただし、最後の単位期間については単位期間初日の開庁日、訓練終了後については訓練終了日の翌開庁日に設定してください。

なお、申請書受理後にハローワークと協議の上、来所日の変更を調整していただく場合がありますのでご了承ください。

（６）コース案内案

コース案内案はＡ４サイズ１枚で作成し、認定申請書類と一緒に提出してください。また、新聞広告・リーフレット等の印刷物による広告についても、コース案内案と同様に、必ず事前（認定申請と同時でなくても構いません）に案を提出してください。インターネット上に広告を掲載する場合は提出の必要はありません。申請時に提出いただいたコース案内案・広告等は後日、データ（データサイズは 970KB 以下）をご提出いただきます。

また、ホームページに「コース案内の記載について」という資料を掲載しています。コース案内に記載いただきたい事項等をまとめておりますので、必ずご確認ください。

（７）施設紹介について

求職者支援訓練実施施設の紹介リーフレットの活用を計画させていただきました。コース案内のみでは受講希望者に対し、施設紹介を行うことは難し

いと思慮されます。是非、活用してみたいとお考えの訓練実施機関ご担当者様については、お忙しい中、お手数ではございますが、当支部へご連絡願います。なお、提出されたリーフレットは当支部で取りまとめ、県内ハローワークへ送付させていただきます。提出後の修正に関しましても随時対応させていただきますので、その際は当支部までご連絡願います。

２ 認定分野及び規模（認定上限数）

令和７年７・８・９月に石川県内で開講する求職者支援訓練の分野及び規模（認定上限数）は次のとおりとします。

「求職者支援訓練の認定分野及び規模について（石川労働局）」より

	令和７年７・８・９月に開講される求職者支援訓練の認定上限数（単位：人）					
地域区分（開講される地域）	能登地域	石川中央地域	南加賀地域	県計	うち新規参入枠	うちｅラーニング枠
基礎コース	12	30	15	57	20	
実践コース	64			64	33	0
介護系	19			19		
医療事務系	10			10		
デジタル系	15			15		
その他	20			20		

※1　令和7年7月11日以降9月30日までに開講する訓練コースとなります。
※2　地域区分は次のとおりです。
(1)能登地域：輪島市、珠洲市、鳳珠郡、七尾市、羽咋市、鹿島郡、羽咋郡
(2)石川中央地域：金沢市、白山市、野々市市、かほく市、河北郡
(3)南加賀地域：小松市、能美市、加賀市、能美郡
※3　新規参入枠の申請が優先して認定されます。
※4　基礎コースの認定は能登、石川中央、南加賀の各地域区分で行い、実践コースの認定は県全域で行います。
※5　実践コースの介護系、医療事務系及びデジタル系について余剰定員が生じた場合は、同一認定期間の実践コースの他分野に振替えることがあります。
※6　基礎コースにおいて、各地域区分の認定コースの定員が認定上限数を下回った場合は、他の地域に振替えることがあります。（振替える際は、能登、南加賀、石川中央地域の順とします。）
※7　実績枠に余剰定員が生じた場合は、同一認定単位期間内で、新規枠へ振替えることがあります。
※8　同一コース・同一分野で競合した場合は、原則、同一機関の複数認定は行いません。
※9　申請受付時に定員数の調整を行う場合があります。
※10　同時期に訓練コースが集中する場合など、申請状況によっては、訓練開始時期の変更を提案する場合があります。
※11　令和７年７・８・９月に石川県内で開講する求職者支援訓練については、ｅラーニング枠での認定はありません。

３ 認定後の訓練の中止

認定後に訓練を中止できるのは、選考日の前日までであって、受講申込者が定員の半数に満たない場合に限られます。その他の理由により訓練を中止する場合は、労働局による認定取消の可能性があります。

４ 認定後の訓練計画の変更

認定後に訓練計画を変更できる事項は限られています。詳細については、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」の第５の４（認定後の内容の変更）をご確認ください。

【お問い合わせ先】
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構　石川支部
求職者支援課
TEL：076-267-0217
E-mail：ishikawa-qsyoku@jeed.go.jp